

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 YMBT 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人チーム YMBT が開設する八幡市定期巡回・随時対応型訪問介護看護 YMBT(以下「事業所」という。)が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その在宅生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、八幡市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、事業所の看護職員、訪問介護員等によってのみ行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 YMBT
- ② 所在地 八幡市男山石城1番地-4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名(常勤兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

②計画作成責任者 1名以上(常勤兼務)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行う。

③オペレーター 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)

事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

④訪問介護員 1名以上(常勤、非常勤)

1. 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

2. 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等

利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

⑤看護職員 1名(非常勤)

月に1回利用者宅を訪問し、心身の状況を把握して介護職員と情報交換を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 365日とする。

② 営業時間 24時間とする。

③ 事務受付時間 9時～17時

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第7条 事業所で行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容

1. 利用者又はその家族に対する相談、助言等

2. 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等

3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回によるサービス(排泄介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)

4. 利用者からの随時の連絡に対応する随時サービス(排泄介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)

5. 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等

(利用料等)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割または2割の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅(指定介護予防)サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)(平成18年厚生省告示第127号)による額の相当額とする。

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

3 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八幡市内全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施中に、利用者の病状に急変、

その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うとともに管理者へ報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに家族、管理者及び主治医、居宅介護支援事業者等に報告しなければならない。

(事故発生時等における対応方法)

第11条 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村及び京都府等に報告するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、保険の範囲内で損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(相談苦情処理)

第13条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの相談苦情は迅速かつ適切に対応するためには、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の相談苦情を受けつけた場合には、当該相談苦情の内容を記録する。

3 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、八幡市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は八幡市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び八幡市が行う調査に協力するとともに、八幡市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの相談苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第16条 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名押印をうけることとする。

2 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。

3 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①人権の擁護・虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを八幡市に通報するものとする。

3 事業所は、虐待防止のための対策委員会を開催し担当者を定め、定期的に研修を実施し防止する対策を講じる。

(地域との連携)

第18条 介護・医療連携推進会議を、おおむね6月に1回以上行う。利用者、地域の医療関係者、市職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的とする。

2 介護・医療連携推進会議のメンバーについては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される。

3 介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

4 介護・医療連携推進会議での報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(訪問介護事業所、訪問看護事業所との連携)

第19条 事業所は、事業所運営と利用者へのサービスを円滑に進めるために、他の訪問介護事業所や訪問看護事業所と連携を図ることができる。

(従業者の研修等)

第20条 事業所は、認知症介護に係わる基礎的な研修や、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職場や利用者宅において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者やその家族によるハラスメント(迷惑行為)の防止発生時に、相談や適切な対応をするために、必要な体制の整備や、被害者への配慮のための取り組み(メンタルヘルス不調への相談対応、作為者に対して一人で対応させない等)及び被害防止のための措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人若竹福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(危機管理対策)

第 22 条 事業者は感染症及び非常災害発生時等にサービスの継続的及び、早期での業務再開を図るための計画を策定し、従業員へ周知するものとする。

2 事業者は感染症対策及び非常災害発生時マニュアルを策定し、従業員へ周知するものとする。

3 事業者は感染症予防及び非常災害時対策を検討する委員会、訓練(シミュレーション)を定期的に実施するものとし、記録を残し従業員が確認できるようにする。

附則

この規程は、平成27年11月 1 日から施行する。

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和3年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和6年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。